



平成27年5月1日

各位

会社名 岡藤ホールディングス株式会社
 代表者名 取締役社長 小崎 隆司
 (JASDAQ・コード 8705)
 問合せ先
 役職・氏名 取締役 杉本 卓士
 電 話 03-5543-8705

連結子会社の行政処分に関するお知らせ

当社の連結子会社であります岡藤商事株式会社および日本フィナンシャルセキュリティーズ株式会社は、平成27年5月1日付で、商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）に基づく行政処分を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当社および当該連結子会社は、このたびの行政処分を厳粛に受け止め、お客様および株主の皆様をはじめ関係する全ての皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしましたこと、深くお詫び申し上げます。

今後は、当社グループ一丸となって、法令遵守態勢のより一層の強化を図り、誠実な業務運営を行い、再発防止と信頼回復に邁進してまいります。

記

I. 連結子会社の概要

1. 岡藤商事株式会社

(1) 名称	岡藤商事株式会社
(2) 本店所在地	東京都中央区新川二丁目12番16号
(3) 代表者	代表取締役社長 小崎 隆司
(4) 事業内容	商品先物取引業 第二種金融商品取引業 金融商品仲介業 貴金属地金販売業
(5) 資本金の額	20億円
(6) 大株主・持株比率	岡藤ホールディングス株式会社 100.00%

2. 日本フィナンシャルセキュリティーズ株式会社

(1) 名称	日本フィナンシャルセキュリティーズ株式会社
(2) 本店所在地	東京都中央区新川二丁目12番16号
(3) 代表者	代表取締役社長 大口 博信
(4) 事業内容	商品先物取引仲介業 第二種金融商品取引業 金融商品仲介業 貴金属地金販売業
(5) 資本金の額	1億円
(6) 大株主・持株比率	岡藤ホールディングス株式会社 100.00%

II. 行政処分の内容（命令書の原文のとおり）

・岡藤商事株式会社

1. 処分内容

商品先物取引業の運営の改善のため、速やかに、以下の措置を講ずること。

- (1) 今般の法令違反行為の発生原因について調査分析し、当該行為の再発を防止するため、実効性のある改善措置を講ずること。
- (2) 法令違反行為に関与した役職員に対する適切な指導・管理を行うこと。
- (3) 全役職員に対し法令遵守を徹底させること。
- (4) 外務員に関する内部管理体制の充実・強化を図ること。

2. 処分の根拠となる法令の条項

法第232条第1項

3. 法令違反事項

- (1) 貴社は、取引について生じた顧客外の第三者の損失の一部を補てんするため、顧客との間では商品取引事故がないにもかかわらず、当該顧客との間で民事調停を行い、当該顧客に対し財産上の利益を提供しており、これは、法第214条の3第1項第3号の規定に該当すること。
- (2) 貴社は、(1)の損失補てんに充てるために商品取引責任準備金を使用しており、これは、法第221条第2項の規定に違反すること。
- (3) 貴社は、委託を行った商品先物取引仲介業者である日本フィナンシャルセキュリティーズ株式会社の商品先物取引仲介業に係る法令に違反する行為を防止するための措置が十分でない認められる状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続しており、これは、商品先物取引法施行規則（平成17年農林水産省・経済産業省令第3号。以下「規則」という。）第103条第1項第14号の規定に該当すること。
- (4) 貴社は、委託を行った商品先物取引仲介業者である日本フィナンシャルセキュリティーズ株式会社の商品取引事故につき損失の補てんを行うための適切な措置を講じていない認められる状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続しており、これは、規則第103条第1項第15号の規定に該当すること。

・日本フィナンシャルセキュリティーズ株式会社

1. 処分内容

(1) 平成27年5月14日から平成27年5月20日までの間、商品先物取引仲介業を停止すること。ただし、取引の決済を結了させる場合を除くこととする。

(2) 商品先物取引仲介業の運営の改善のため、速やかに、以下の措置を講ずること。

- ①今般の法令違反行為の発生原因について調査分析し、当該行為の再発を防止するため、実効性のある改善措置を講ずること。
- ②法令違反行為に関与した役職員に対する適切な指導・管理を行うこと。
- ③全役職員に対し法令遵守を徹底させること。
- ④外務員に関する内部管理体制の充実・強化を図ること。

2. 処分の根拠となる法令の条項

法第240条の23第1項第3号

3. 法令違反事項

- (1) 貴社の外務員は、顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、確実にあると誤認させるおそれのあることを告げて、商品市場における取引の委託の勧誘を行っており、これは、法第240条の16第1号イにおいて禁止している法第214条第1号に該当する行為に該当すること。
- (2) 貴社の外務員は、商品市場における取引の委託を行わない旨の意思を繰り返し表示している顧客に対し、商品市場における取引の委託の勧誘をしており、これは、法第240条の16第1号ハにおいて禁止している法第214条第5号に該当する行為に該当すること。
- (3) 貴社の外務員は、商品取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問して、商品取引契約の締結を勧誘しており、これは、法第240条の16第1号ハにおいて禁止している法第214条第9号に該当する行為に該当すること。
- (4) 貴社の外務員は、商品デリバティブ取引について生じた顧客の損失の一部を補てんするため財産上の利益を提供する旨を、当該顧客に対し、約束しており、これは、法第240条の17において準用する法第214条の3第1項第2号の規定に該当すること。

Ⅲ. 今後の対応

1. 社外役員および弁護士で構成する外部組織を設置し、原因分析、関係者の社内処分、再発防止策および改善策の妥当性・実効性等について意見を聴取しつつ改善措置を講じます。
2. 法令違反行為に関与した役職員に対する適切な指導・管理を行います。
3. このたびの行政処分を受けて全役職員を対象とした教育・研修を実施するとともに、定期的な教育・研修をより充実させます。
4. 外務員に関する内部管理体制の充実・強化を図ります。
5. その他、主務省等の指導を受けて、必要な措置を講じます。

Ⅳ. 今後の見通し

本件に関して、現段階で業績に与える影響を予想することは困難でありますので、合理的に算定することが可能となった時点で、開示の必要性が認められる場合には直ちにお知らせいたします。

以 上